

下水道使用料の見直しについて

令和8年9月30日

令和8年度 第2回 八潮市下水道事業審議会



1. 本市の料金体系
2. 料金水準の他団体との比較
3. 本市の排水需要分布
4. 使用料改定率及び時期

1. 本市の料金体系
2. 料金水準の他団体との比較
3. 本市の排水需要分布
4. 使用料改定率及び時期

現在の本市下水道料金表

(1 か月あたり・税抜)

種類	区分		金額
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	825円
	超過料金 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートル以下の分	61円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	103円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	106円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	109円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	117円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	123円
		200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	155円
		500立方メートルを超え300,000立方メートル未満の分	168円
大口汚水	1立方メートルにつき(300,000立方メートル以上であるもの)		103円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		80円

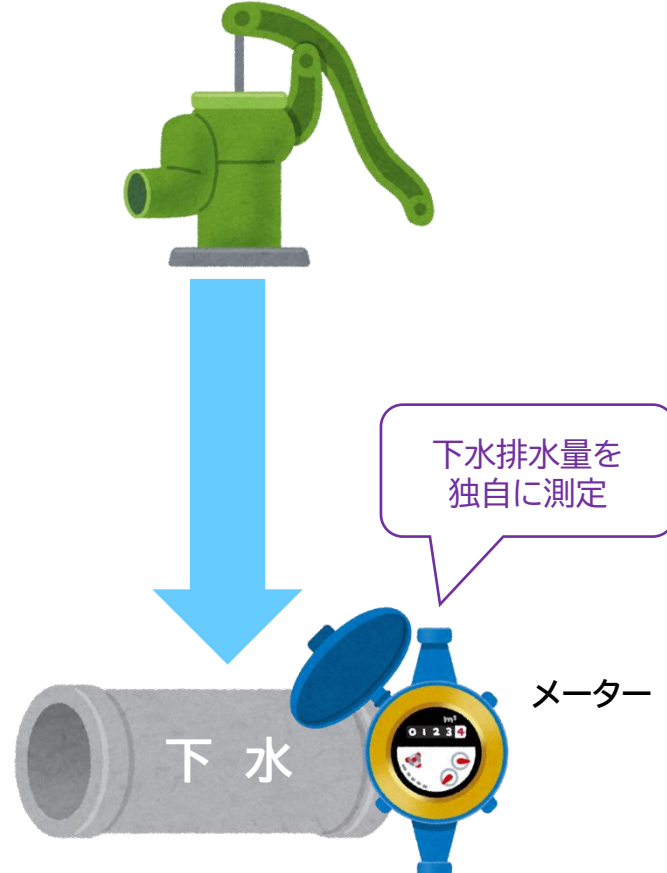
排水量の測定方法

原則、水道水を全量下水に排水しているものとみなし、水道使用量＝下水排水量と扱います。水道使用量をメーターで測定できない井戸水利用や、水道使用量と下水排水量が著しく異なる氷雪製造業などについては、下水側にメーターを設置して測定します。

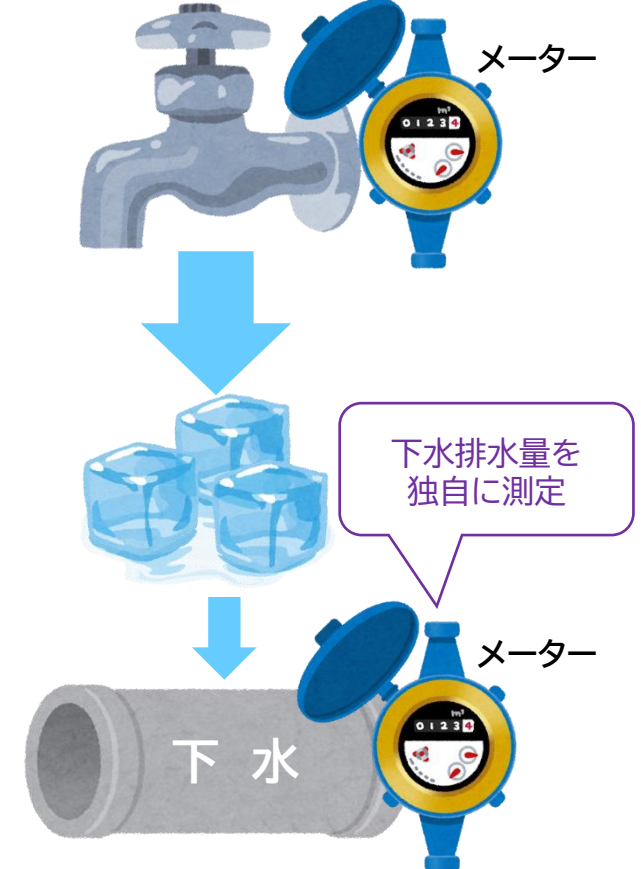
水道利用者(原則)



井戸水利用者



氷雪製造業等



一般汚水の料金体系①

基本料金＋超過料金による「二部料金制」

(1 か月あたり・税抜)

種類	区分		金額
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	825円
	超過料金 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートル以下の分	61円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	103円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	106円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	109円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	117円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	123円
		200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	155円
		500立方メートルを超え300,000立方メートル未満の分	168円

基本料金は、排水量に関係なく発生する固定費等のコストを回収

超過料金は、排水量が増えることで比例的に増加する処理コストを回収

二部料金制を採用することで経営の安定性と利用者間の公平性を確保できます。

一般汚水の料金体系②

「基本料金」には
「基本水量」が付与

(1 か月あたり・税抜)

種類	区分		金額
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	825円
	超過料金 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートル以下の分	61円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	103円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	106円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	109円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	117円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	123円
		200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	155円
		500立方メートルを超え300,000立方メートル未満の分	168円

一般汚水の料金体系③

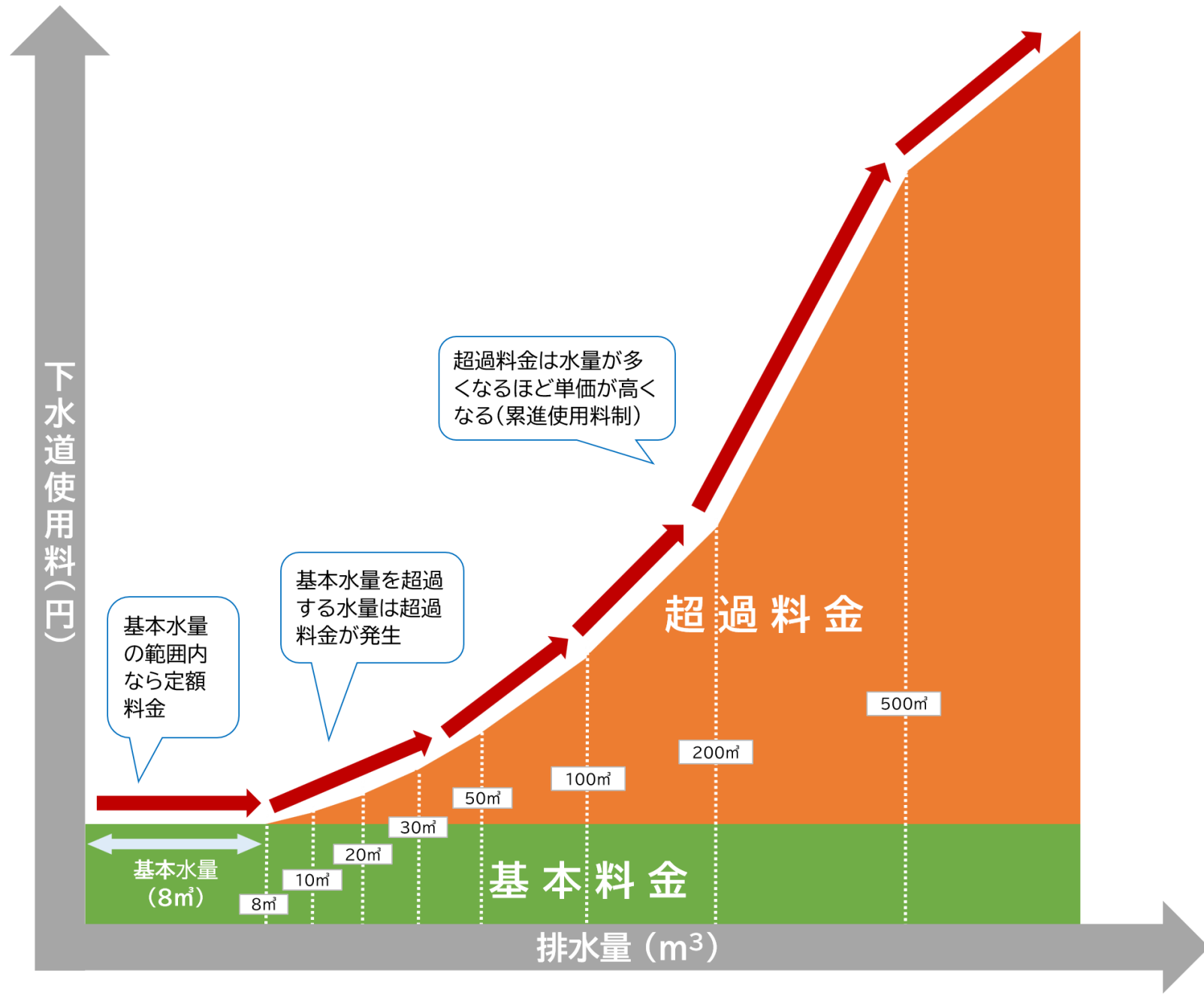
(1 か月あたり・税抜)

種類	区分		金額
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	825円
	超過料金 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートル以下の分	61円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	103円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	106円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	109円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	117円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	123円
		200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	155円
		500立方メートルを超え300,000立方メートル未満の分	168円

水量に応じて段階的に単価が上昇する「累進使用料制」

一般汚水の料金体系④

本市が採用する
「二部料金制」+
「累進使用料制」
のイメージ



大口汚水の料金体系

1カ月の排水量が30万m³を超える利用者については、「大口汚水」料金を設定しています。年間使用料収入が特定の大口需要家に大きく左右される不安定な経営体質からの脱却を図るため、料金単価については低め(一般家庭レベル)に設定しています。本市で現在大口汚水が適用されているのは西袋地内の製造業者1社のみです。

(税抜)

種類	区分	金額
大口汚水	1立方メートルにつき(300,000立方メートル以上であるもの)	103円

公衆浴場汚水の料金体系

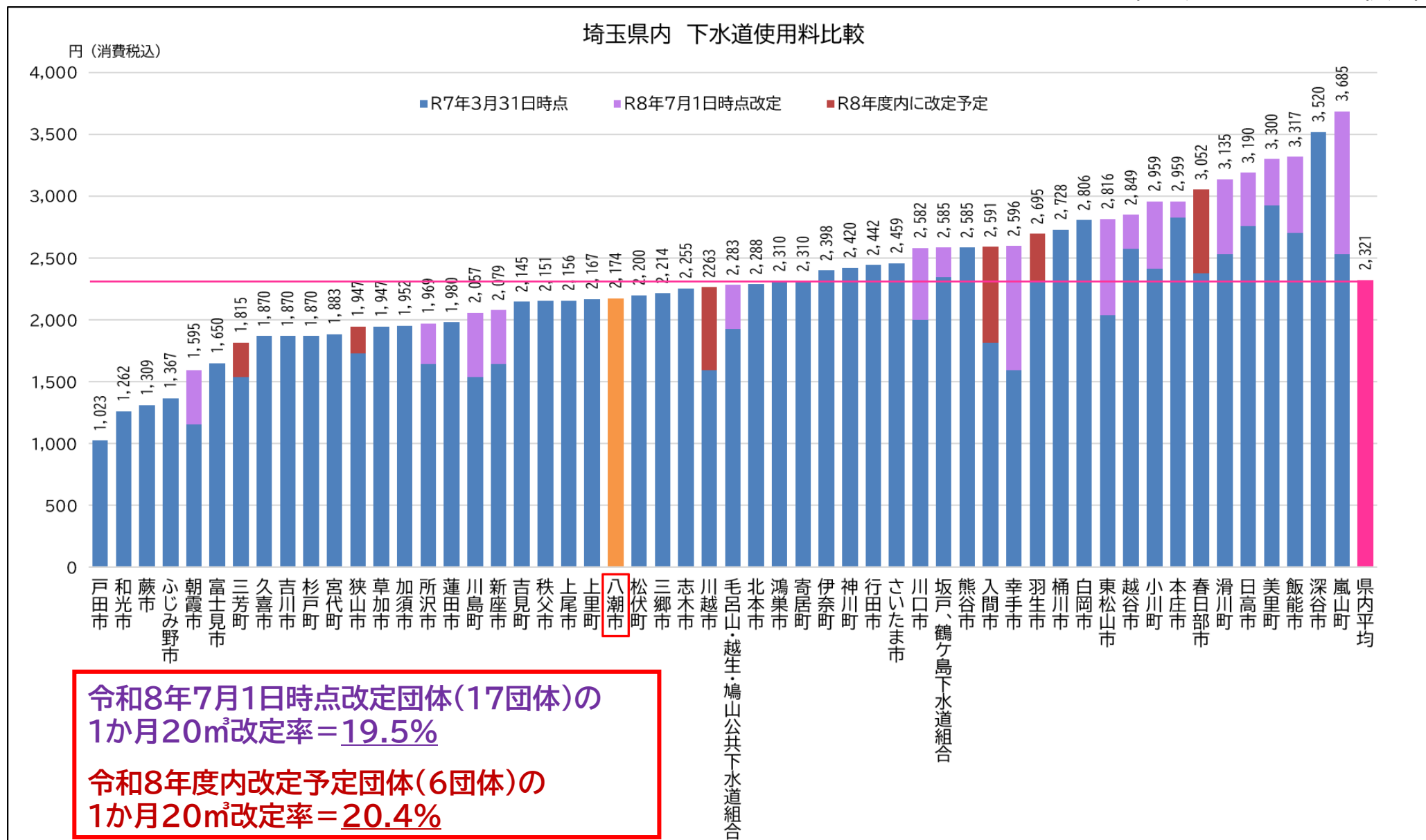
「公衆浴場汚水」は、埼玉県知事が指定する一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に適用されます。
一般公衆浴場は価格統制の対象として入浴料金の上限が定められている(埼玉県は現在550円)ことから、下水道料金を抑制しています。
(本市には現在公衆浴場汚水が適用される一般公衆浴場はありません)

(税抜)		
種類	区分	金額
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	80円

1. 本市の料金体系（一般污水・大口污水の2種類が特徴）
2. 料金水準の他団体との比較
3. 本市の排水需要分布
4. 使用料改定率及び時期

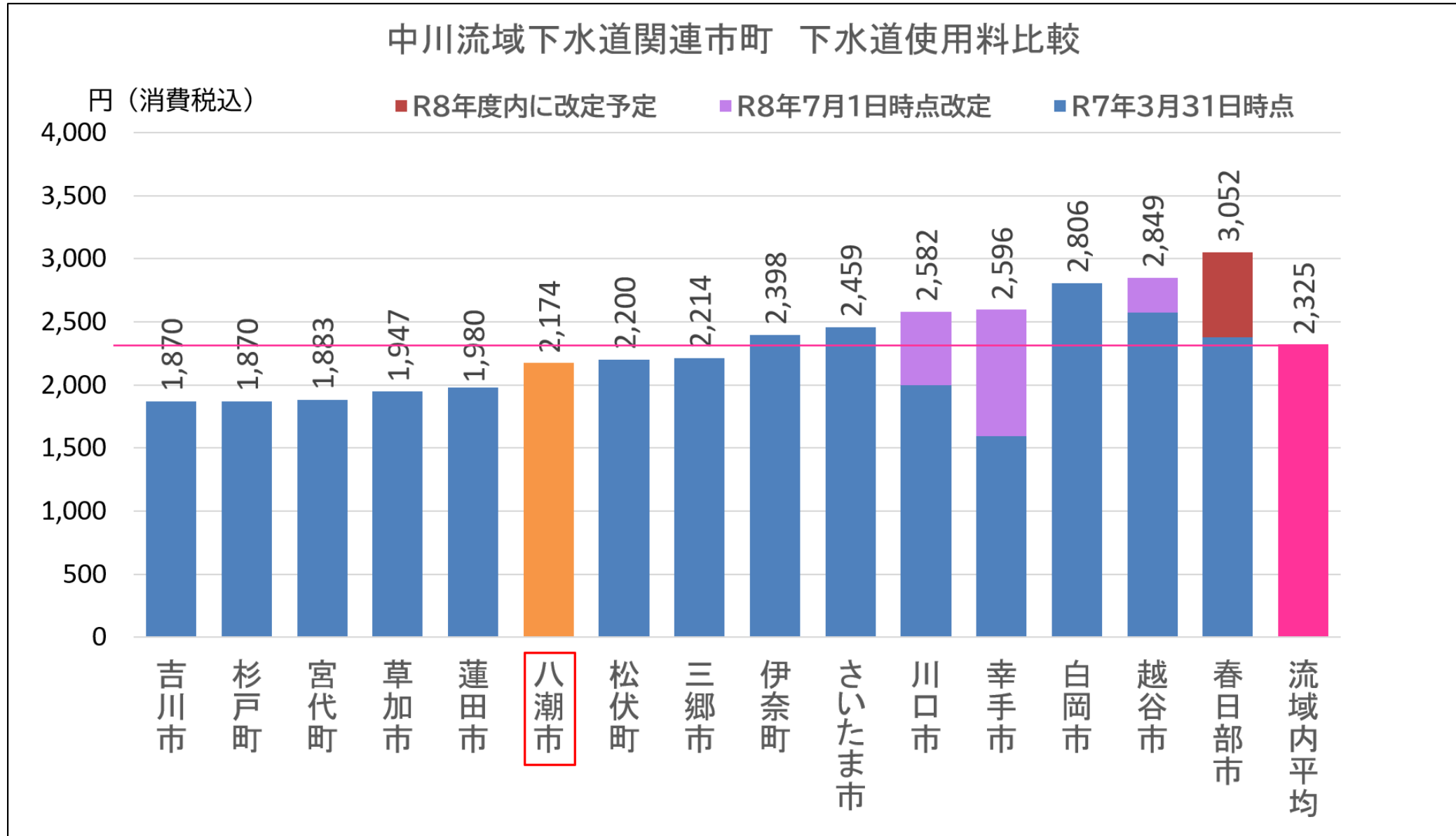
下水道使用料比較（埼玉県内）

（1か月あたり20m³・税込）



下水道使用料比較（中川流域下水道）

（1か月あたり20m³・税込）



1. 本市の料金体系（一般污水・大口污水の2種類が特徴）
2. 料金水準の他団体との比較（本市は平均以下）
3. 本市の排水需要分布
4. 使用料改定率及び時期

本市の排水需要分布（利用者）

データ出典：令和7年度検針データ
世帯人員モデル水量の出典：東京都令和2年度生活用水実態調査

【世帯人員モデル】		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯	事業所等								大口汚水			
【建物モデル】	2か月排水量 水道メーター口径	0m³	～16m³	～20m³	～30m³	～40m³	～50m³	～60m³	～70m³	～80m³	～90m³	～100m³	～200m³	～400m³	～1000m³	～600000m³	600001m³～	計	
アパート	13mm	3.05%	10.58%	2.38%	4.45%	3.28%	2.17%	1.15%	0.75%	0.38%	0.20%	0.10%	0.14%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	28.65%	0.00～0.19%
戸建住宅	20mm	3.03%	20.81%	5.47%	12.25%	10.62%	7.66%	4.48%	2.31%	1.14%	0.53%	0.31%	0.37%	0.04%	0.01%	0.00%	0.00%	69.02%	0.20～1.99%
二世帯住宅	25mm	0.10%	0.30%	0.08%	0.18%	0.16%	0.15%	0.14%	0.10%	0.09%	0.07%	0.05%	0.17%	0.10%	0.03%	0.01%	0.00%	1.74%	2.00～4.99%
学校 工場 公共施設 大型商業施設	50mm	0.02%	0.02%	0.00%	0.01%	0.00%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.08%	0.08%	0.09%	0.04%	0.00%	0.40%	5.00～9.99%
	75mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%	0.02%	10.00～100.00%
井戸水利用 工業用水利用	下水のみ	0.01%	0.03%	0.01%	0.02%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%	0.00%	0.17%	
	計	6.22%	31.74%	7.94%	16.92%	14.07%	10.00%	5.79%	3.18%	1.63%	0.81%	0.46%	0.76%	0.25%	0.15%	0.09%	0.00%	100.00%	

86.89%

2か月あたり排水量0～50m³の利用者が86.89% ➡ 下水道利用者のほとんどが一般家庭
このうち、戸建て住宅に1人から4人程度の世帯がボリュームゾーン(全利用者の約60%)

本市の排水需要分布（排水量）

データ出典：令和7年度検針データ
世帯人員モデル水量の出典：東京都令和2年度生活用水実態調査

【世帯人員モデル】

1人世帯

2人世帯

3人世帯

4人世帯

5人世帯

6人以上世帯

事業所等

大口汚水

【建物モデル】	2か月排水量 水道メーター口径	排水量																計	排水量範囲
		0m³	～16m³	～20m³	～30m³	～40m³	～50m³	～60m³	～70m³	～80m³	～90m³	～100m³	～200m³	～400m³	～1000m³	～600000m³	600001m³～		
アパート	13mm	0.00%	1.81%	0.82%	2.09%	2.15%	1.82%	1.18%	0.91%	0.53%	0.32%	0.17%	0.33%	0.09%	0.02%	0.00%	0.00%	12.24%	0.00～0.19%
戸建住宅	20mm	0.00%	3.77%	1.88%	5.80%	6.99%	6.43%	4.59%	2.79%	1.59%	0.84%	0.54%	0.82%	0.18%	0.14%	0.00%	0.00%	36.37%	0.20～1.99%
二世帯住宅	25mm	0.00%	0.05%	0.03%	0.09%	0.11%	0.13%	0.15%	0.13%	0.13%	0.12%	0.08%	0.41%	0.52%	0.34%	0.15%	0.00%	2.43%	2.00～4.99%
学校 工場 公共施設 大型商業施設	50mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%	0.23%	0.44%	1.12%	1.33%	0.00%	3.21%	5.00～9.99%
	75mm	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.03%	0.74%	0.00%	0.79%	10.00～100.00%
井戸水利用 工業用水利用	下水のみ	0.00%	0.01%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.03%	0.10%	3.40%	41.36%	44.96%	
	計	0.00%	5.64%	2.73%	8.00%	9.26%	8.39%	5.93%	3.84%	2.27%	1.29%	0.82%	1.81%	1.28%	1.76%	5.63%	41.36%	100.00%	
		34.02%						24.63%						41.36%					

2か月あたり排水量0～50m³の利用者が86.89% ➡ 排水量では全体の約34%
「大口汚水」の料金が適用される大口需要家(1社) ➡ 全排水量の約41%を占める

1. 本市の料金体系（一般污水・大口污水の2種類が特徴）
2. 料金水準の他団体との比較（本市は平均以下）
3. 本市の排水需要分布（排水量の41%が大口污水）
4. 使用料改定率及び時期

■平成27年3月答申:

「令和16年度までに段階的に使用料単価150円目指す」

➡5年ごとに10%前後の改定を想定

■答申当時、昨今の急激な物価高騰や県の負担金値上げは想定外

➡支出増により、5年ごとの10%改定では経営改善につながらず、むしろ繰入金が増える可能性が大

令和10年度頃に20～30%程度の改定が必要